

■ 4条1項11号

不服 2021-010083

＜本願商標＞

K A B A C O 

第36類「建物の管理，建物の貸借の代理又は媒介，建物の貸与，建物の売買，建物の売買の代理又は媒介，建物又は土地の鑑定評価，土地の管理，土地の貸借の代理又は媒介，土地の貸与，土地の売買，土地の売買の代理又は媒介，建物又は土地の情報の提供」

※補正後の指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

**かば子
カバコ**

引用商標：

第36類「有価証券の売買，有価証券指数等先物取引，有価証券オプション取引，外国市場証券先物取引，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引・外国市場証券先物取引及び外国市場証券オプション取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における有価証券の売買取引・外国市場証券先物取引及び外国市場証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理，有価証券・その他の金融商品に関する投資商品の創設・提供，有価証券・その他の金融商品又は金融商品デリバティブの上場管理，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う金融商品市場の開設，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う金融商品市場の用に供される施設の管理・提供，・・・ほか」及び第41類に属する商標登録原簿に記載のと通りの役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、横書きで大きく表された「KABACO」の欧文字（以下「文字部分」という。）と、文字部分の右側に、塗りつぶされた五角形と、その五角形を受けるように配置された凹型の図形よりなる図形部分を配した、文字と図形の結合商標である。

そして、文字部分と図形部分は、視覚上、分離して看取、把握されうるものであり、また、両部分は、観念的に密接な関連性を有しているとはいえず、一連一体となって何らかの称呼が生じるともいえないものであるから、それぞれが独立して自他役務の識別標識として機能しうるものである。

よって、本願商標から、文字部分を要部として抽出し、当該文字部分のみを引用商標と比較して、商標そのものの類否を判断することが許されるものである。

そして、文字部分からは、その構成文字に相応して、「カバコ」の称呼が生じる。また、文字部分は、一般的な辞書に載録がないうえに、特定の意味合いを想起させる語として知られているものとも認められないから、特定の観念を生じることのない造語とみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、文字部分に相応して「カバコ」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、二段に横書きしてなる「かば子」及び「カバコ」の文字よりなるところ、上段の「かば子」の文字の構成中、「子」の文字は、「古くは男女ともに、今は女の名の下に添える語。」、「小さなもの、劣ったものの意で添える語。」、「人の意を表す語」及び「ものを表すのに添える語」（広辞苑第6版）の意味を有する接尾語等であるから、語尾に「子」が付された文字に接する者は、当該文字を女の名として看取するか又は愛称として何らかのものを表していると認識するといえる。

そうすると、「かば子」の文字は、直ちに人名と認められない場合があるとしても、何らかの愛称を認識させるものとみるのが自然である。また、下段の「カバコ」の文字は、上段の「かば子」の文字の読みを特定したものと理解されるものである。

したがって、引用商標は、「カバコ」の称呼を生じ、愛称の一種である「かば子」ほどの観念を生じうるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

外観においては、本願商標と引用商標は、その構成全体が相違することに加え、本願商標の文字部分と引用商標を比較しても、文字種及び文字数の差異から、両商標は、外観上、相紛れるおそれはない。

次に、称呼については、両商標から共に「カバコ」の称呼を生じることから、両商標は称呼において共通する。

また、観念については、本願商標は特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は愛称の一種である「かば子」ほどの観念を生じる。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「カバコ」の称呼を同一にするとともに、外観及び観念において相紛れるおそれのないものであるから、これらを総合して判断すれば、両者は、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定役務の類否について検討するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KABACO（図形付き）」と引用商標「かば子\カバコ」は、「カバコ」の称呼を同一にするとしても、外観及び観念において相紛れるおそれのないものであるから、これらを総合して判断すれば、両者は、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

引用商標から『愛称の一種である「かば子」ほどの観念を生じうる』というのは、個人的には正直よくわかりません。具体的には、いったいどのような観念が生じるのか疑問です。

おそらく引用商標は、カバ（動物）のキャラクターの名前に関する商標であろうと推測されますが、審決では『「かば子」の文字は、直ちに人名と認められない場合があるとしても』と言っているところ、仮にこれが人名だとすればさすがに「愛称」ではないだろう！というツッコミを入れたくなかったのは当職だけでしょうか。

ただ、本願商標の綴りが「KABAKO」ではなく「KABACO」である点や、本願商標の構成中には（かなり小さいながらも）図形が付加されている点を考慮すると、それこそ審決の言うように「総合的に判断すれば」、両商標が非類似であるという結論には、肯首できると思います。

それでは、もしも引用商標が「KABAKO」であった場合には、本願商標との類否判断の結論がどのようになったのかを考えてみると、面白いかもしれません。

なお、本願商標の図形部分を大きくして上段に配し、下段に「KABACO」の文字をバランス良く配した構成の商標についても、同様に拒絶査定不服審判が請求されていますが（**不服 2021-010082**）、こちらも引用商標「かば子\カバコ」とは非類似と判断されています。本願商標で非類似なら、こちらも当然に非類似だと言えるものでしょう。

（弁理士 永露 祥生）
<2022年3月28日>